省　令

○農林水産省令第三十八号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第八条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「契約書」の下に「の写し」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社政道会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十五年総務省告示第五百五十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣　川端　達夫

〔その他の政治団体〕の部政治結社政道会のうち1中

「収入総額	1,063,318」	を
「収入総額	1,393,318」	に、
「本年収入額	840,000」	を
「本年収入額	1,170,000」	に改め、

同部政治結社政道会のうち3中

「寄附	600,000」	を
「寄附	930,000」	に、
「個人分	600,000」	を
「個人分	600,000	に改め、
団体分	330,000」	

同部政治結社政道会のうち5中

「年間五万円	600,000	
以下のもの		を
「年間五万円	600,000	
以下のもの		
（団体分）		
有宇梶建材	110,000	日光市
金田建材㈱	220,000	日光市　」

に改める。

○総務省告示第二百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社政道会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第七百号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣　川端　達夫

〔その他の政治団体〕の部政治結社政道会のうち1中

「収入総額	796,240	
前年繰越額	436,240	を
本年収入額	360,000」	
「収入総額	1,484,350	
前年繰越額	766,240	に改め、
本年収入額	718,110」	

同部政治結社政道会のうち3中

「3　本年収入の内訳		
寄附	358,110	に改め、
団体分	358,110」	

同部政治結社政道会のうち4の次に次のように加える。

5　寄附の内訳		
（団体分）		
有宇梶建材	120,000	日光市
金田建材㈱	238,110	日光市

○総務省告示第二百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社政道会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千百三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣　川端　達夫

〔その他の政治団体〕の部政治結社政道会のうち1中

「収入総額	953,483	
前年繰越額	473,483	を
本年収入額	480,000」	
「収入総額	1,997,813	
前年繰越額	1,161,593	に改め、
本年収入額	836,220」	

同部政治結社政道会のうち3中

「個人の党費・会費	480,000	
（20人）		を
「個人の党費・会費	480,000	
（20人）		に改め、
寄附	356,220	
団体分	356,220」	

同部政治結社政道会のうち4の次に次のように加える。

5　寄附の内訳		
（団体分）		
有宇梶建材	120,000	日光市
金田建材㈱	236,220	日光市

○総務省告示第二百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社政道会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百九十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣　川端　達夫

〔その他の政治団体〕の部政治結社政道会のうち1中

「収入総額	941,387	
前年繰越額	461,387	を
本年収入額	480,000」	
「収入総額	2,341,937	
前年繰越額	1,505,717	に改め、
本年収入額	836,220」	

同部政治結社政道会のうち3中

「個人の党費・会費	480,000	
（20人）		を
「個人の党費・会費	480,000	
（20人）		に改め、
寄附	356,220	
団体分	356,220」	

同部政治結社政道会のうち4の次に次のように加える。

5　寄附の内訳		
（団体分）		
有宇梶建材	120,000	日光市
金田建材㈱	236,220	日光市

○総務省告示第二百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社政道会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百二十一号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣　川端　達夫

〔その他の政治団体〕の部政治結社政道会のうち1中

「収入総額	980,477	
前年繰越額	500,477	を
本年収入額	480,000」	
「収入総額	2,450,397	
前年繰越額	1,901,027	に改め、
本年収入額	549,370」	

同部政治結社政道会のうち3中

「個人の党費・会費	480,000	
（20人）		を
「個人の党費・会費	480,000	
（20人）		に改め、
寄附	69,370	
団体分	69,370」	

同部政治結社政道会のうち4の次に次のように加える。

5　寄附の内訳		
（団体分）		
年間五万円以下の		
もの	69,370	